

○多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 30 日告示第 15 号)

改正 平成 30 年 3 月 19 日告示第 18 号 平成 31 年 3 月 19 日告示第 26 号
一年一月一日告示第一号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、多古町補助金等交付規則（昭和 39 年多古町規則第 1 号）及びこの告示の定めるところにより、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表第 1 のとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録があること。
- (2) 補助対象者の属する世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- (3) 自らが居住又は居住を予定している町内の住宅（併用住宅を含む。）に補助対象設備を設置すること。
- (4) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- (5) 補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。

2 町内に住所を有しない者も、第 9 条に規定する実績報告書を提出する時点において町内に住所を有し、かつ、住民登録することが明らかな場合は、住所移転に関する誓約書（別記第 1 号様式）を町長に提出することにより、前項第 1 号に該当する者とみなす。

(補助対象設備)

第 3 条の 2 町が補助する補助対象設備を導入する住宅は、次のとおりとする。

(1) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結すること。

(2) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを既築住宅に設置する場合は、次のいずれかの設備が太陽光発電システムを設置する住宅に既に設置していること、又は太陽光発電システムの設置と同時に設置すること。

ア エネルギー管理システム（HEMS）

一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載し、家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表第 1 に定める要件に該当するもの。

(3) 補助対象設備のうち、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

（補助対象経費と補助金の額）

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第 2 のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に 1 回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては 1 戸に 1 回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設置する場合はこの限りでない。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する前に、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（別記第 2 号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第 2 号の 1 様式）

- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - (4) 補助対象設備の設置予定図面
 - (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (交付等の決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書(別記第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書(別記第6号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、工事完了の日から30日以内又は当該年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書(別記第7号の1様式)
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (5) 未使用品であることを確認できる書類
- (6) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条の2第3号に該当することを証明する書類

(7) その他町長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内又は当該年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、第8条によるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金返還請求通知書（別記第11号様式）により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(協力の義務)

第14条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(財産の管理)

第15条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後において

も善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 16 条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、多古町住宅用省エネルギー設備処分承認申請書（別記第 12 号様式）により町長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 町長は、前項により承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認（不承認）通知書（別記第 13 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、町長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町長に納付させることがある。

(委任)

第 17 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 19 日告示第 18 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日告示第 26 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(一年一月一日告示第一号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

補助対象設備の要件

| 設備の種類 | 設備の要件 |
|-----------|---|
| 太陽光発電システム | 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。 |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p> <p>(5) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p> |
| 太陽熱利用システム | <p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL 部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p> |
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | <p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p> |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | <p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p> |

別表第 2(第 4 条関係)

補助対象経費・補助金の額

| 設備の種類 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---------------------|--|------------------------------|
| 太陽光発電システム | 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等） | 単価 40,000 円/KW（上限 180,000 円） |
| 太陽熱利用システム | 設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等） | 上限 100,000 円 |
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等） | 上限 200,000 円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等） | 上限 140,000 円 |

備考 太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別記第1号様式(第3条第2項関係)

住所移転に関する誓約書

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書

[別紙参照]

事業計画書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

第4号様式(第7条第1項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書
[別紙参照]

第 5 号様式(第 7 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書
[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書
[別紙参照]

第 7 号様式(第 9 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書
[別紙参照]

事業結果報告書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書
[別紙参照]

第 9 号様式(第 11 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書
[別紙参照]

第 10 号様式(第 12 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]

第 11 号様式(第 13 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金返還請求通知書
[別紙参照]

第 12 号様式(第 16 条第 1 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金設備処分承認申請書
[別紙参照]

第 13 号様式(第 16 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金設備処分承認（不承認）通知書
[別紙参照]